

北区防災地図

凡例

	避難場所 火事から身を守るために作られた施設。火事が起きたときは、火事と対向する方向へ避難場所へ逃げてください。公園や河川敷、広場など、大きな緑の面が安全なものです。
	避難場所区域図 大きめの災害が起きたとき、必要な避難場所へ逃げてください。公園や河川敷、広場など、大きな緑の面が安全なものです。
	いつき集合場所 避難せずにすむとき、神奈川に近づくよう運河、河川の堤防に置かれた避難所。新規の治療や、避難、被災者支援の拠点になります。
	避難所 (区立・中学校等) 火事で人が寝たら、避難せざるを得なくなったときに、神奈川の小・中学校の避難所に定めています。
	災害時避難ステーション 火事で人が寝たら、北区が水を供給する場所。飲料水として「清水(水鉄砲)」します。
	公用・児童公園・ボケットパーク・緑地等 火事で人が寝たら、北区が水を供給する場所。飲料水として「清水(水鉄砲)」します。
	町会境界線
	緑蔵庫 区内の河川に、物資を置いていたり貯蔵したりする施設。
	区役所 (災害対策本部)
	防災センター
	保健所・健康支援センター
	消防署・派出所
	警察署・交番
	防災保育院
	防災行政津波スピーカー 災害情報を放送するスピーカー。毎日夕方に「少しあげチマム」を放送しています。
	避難指定場所支援対象道路 災害時に使われるための駆け抜けた道や、歩道に「少しあげチマム」を記載している道やトイレスの駆け抜けた道。
	避難指定場所の表示については、おまよその位置を示す。 また、「少しあげチマム」を記載している道やトイレスの駆け抜けた道。
	AEDは、当区の駆け抜けた道。

